

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業

令和2年度概算要求額 7.4 億円（7.4 億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業等の権利取得及び権利行使の促進を図ります。
 - 外国出願費用（外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用）を助成することにより、権利取得を促進します（①外国出願支援）。
 - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（②模倣品対策支援）。
 - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（③防衛型侵害対策支援）。
 - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（④冒認商標無効・取消係争支援）。
 - 海外で現地企業から訴訟を提起された場合等の訴訟に係る費用を担保する保険制度の保険料を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（⑤海外知財訴訟保険）。

補助対象案件

- ① 外国出願支援については、先行技術調査等の結果から権利取得の可能性が否定されない出願であり、助成出願に関する権利を活用した事業展開を計画している等。
- ② 模倣品対策支援については、現地国で取得またはライセンス許諾を受けた権利に対し、模倣品が権利を侵害している可能性を示す証拠があること等。
- ③ 防衛型侵害対策支援については、警告状等知財侵害により訴えられた証拠があること等。
- ④ 冒認商標無効・取消係争支援については、冒認出願である証拠があること等。
- ⑤ 海外知財訴訟保険については、商工会議所、商工会、全国中央会の会員企業のうち、中小企業基本法で定める中小企業

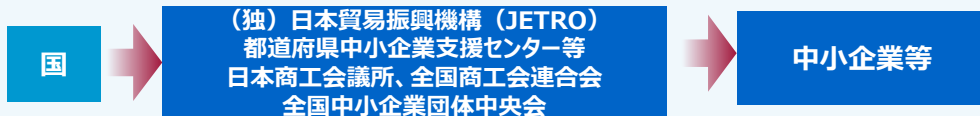
成果目標

- ① 外国出願支援については、助成した出願に関する外国知財取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ② 侵害対策支援については、警告や行政摘発を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上になることを目指します。
- ③ 海外知財訴訟保険については、加入件数125件を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（①1/2、②~④2/3、⑤1/2または1/3）



事業イメージ

- 外国出願助成を希望する中小企業等の出願案件をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。

①外国出願支援

補助率：1/2
補助金上限額：特許 150万円、実用新案・意匠・商標 60万円
冒認対策商標 30万円
※ 1企業あたり最高額300万円(複数案件の場合)
補助対象経費：
○外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、
外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用

- 海外で以下の侵害対策を検討する中小企業や地域団体商標権利者をJETROが募集し、支援対象案件を採択します。

②模倣品対策支援

補助率：2/3
補助金上限額：400万円
補助対象経費：
○模倣品の流通経路、製造元等の調査費
○警告状の作成費
○行政機関への取締申請に係る費用

③防衛型侵害対策支援

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費
○弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用

④冒認商標無効・取消係争支援

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費：
○異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に係る費用

- 商工会議所、商工会、全国中央会が会員中小企業を対象として保険募集を行い、支援対象案件を採択します。

⑤海外知財訴訟保険

補助率：1/2（2年目以降の更新の場合は、1/3）
補助対象経費：保険に加入する中小企業等の保険料
○弁護士費用、鑑定費用、訴訟に係る費用